

湖沼水質保全特別措置法に基づく指定施設等の構造及び使用の方法に関する基準について

八郎湖環境対策室

八郎湖は、湖沼水質保全特別措置法（以下、「湖沼法」という。）に基づく指定湖沼として指定されました。それに伴い、湖沼法で規定する「指定施設^{※1}及び準用指定施設^{※2}」に適用される「構造及び使用の方法に関する基準」について、平成20年3月24日に秋田県公害防止条例の一部を改正し、次のとおり定めましたのでお知らせします。

○ 構造及び使用の方法に関する基準について

八郎湖流域（湖沼法第3条第2項に規定する指定地域）にある畜舎及びこいの養殖施設である指定施設及び準用指定施設について、次のとおり構造及び使用の方法に関する基準を定め、汚濁負荷の削減を図ります。

秋田県公害防止条例第52条の2

（指定施設等の構造及び使用の方法に関する基準）

湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号。以下、「法」という。）第19条（法第22条において準用する場合を含む。）の条例で定める構造及び使用の方法に関する基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 湖沼水質保全特別措置法施行令（昭和60年政令第37号）第6条第1号に掲げる施設又は同令第10条に規定する施設の構造及び使用の方法に関する基準
 - (1) 豚房、牛房及び馬房並びにこれに接する畜舎の通路等並びに汚物だめ及び汚水だめ（以下「豚房等」という。）は、汚物又は汚水（以下「汚物等」という。）がその外部へ流出せず、かつ、その地下へ浸透しない構造であるとともに、雨水が浸入しないように豚房等を点検し、かつ、使用すること。
 - (2) 豚房等は汚物等を除去することができる構造であること。
 - (3) 汚物等がその外部へ流出せず、かつ、その地下へ浸透しないように豚房等を点検し、かつ、使用すること。
 - (4) 豚房等から汚物等を搬出する際に汚物等が飛散し、及び流出しないようにすること。
 - (5) (1)から(4)までの規定にかかわらず(1)から(4)までに掲げる基準の全部又は一部を満たすことができない場合には、当該基準を満たした場合と同等以上の効果を有すると知事が認める措置を講ずること。
- 2 湖沼法施行令第6条第2号に掲げる施設の使用の方法に関する基準
 - (1) 飼料は、網いけすの外へ散布せず、かつ、残さを生じさせないよ

- うに投与すること。
- (2) 死魚は、湖沼法第3条第2項に規定する指定地域内の公共用水域から除去し、かつ、処分すること。

ただし、指定施設及び準用指定施設に該当する既存の施設については、新たに基準が適用となる日（施行日：平成20年3月24日）から3年間は、湖沼法に定める改善勧告又は改善命令の規定の適用が猶予されます。

※1 「指定施設」

- (1) 畜舎のうち次のいずれかの施設があるもの。
- ・豚房施設（豚房の総面積が 40m^2 以上 50m^2 未満のもの）
 - ・牛房施設（牛房の総面積が 160m^2 以上 200m^2 未満のもの）
 - ・馬房施設（馬房の総面積が 400m^2 以上 500m^2 未満のもの）
- (2) こいの養殖施設（網いけすの総面積 500m^2 を超えるもの）

なお、これらの指定施設は、湖沼法に基づく届出が必要となります。

※2 「準用指定施設」

- 水質汚濁防止法の特定施設である畜舎のうち、排水基準が適用とならない次のいずれかの施設があるもの。
- ・豚房施設（豚房の総面積が 50m^2 以上で日平均排出水量 5m^3 未満のもの）
 - ・牛房施設（牛房の総面積が 200m^2 以上で日平均排出水量 5m^3 未満のもの）
 - ・馬房施設（馬房の総面積が 500m^2 以上で日平均排出水量 30m^3 未満のもの）
- 日平均排出水量 5m^3 以上の豚房施設及び牛房施設、日平均排出水量 30m^3 以上の馬房施設については、水質汚濁防止法及び県公害防止条例により、排水基準が適用となっています。
- これらの準用指定施設については、これまでも水質汚濁防止法の特定施設として届出等の対象となっています。